

美味しまね認証生産工程管理基準

(農産物・林産物：上位基準)の一部改定について

農産物（青果物・穀物・茶）・林産物の上位基準について、生産工程管理基準を一部改定しました。

また、団体認証での残留農薬検査数の判断資料として、「団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン」を設定しました。

新基準の運用開始日は令和2年8月1日です。

美味しまね認証のホームページで、これらの改定と生産工程管理基準書全文について掲示していますのでご確認ください。

1 改定した基準の概要

(1) 上位基準〔3.1.1〕青果物、穀物、茶【環境保全】

令和2年度から環境農業宣言の新規受付が廃止されましたが、環境保全に配慮した取組をしていただくため、JGAP22.2の管理点を参考に改定しました。

なお、すでに「環境農業宣言」を宣言している方は、「環境農業宣言」の宣言と実践の確認により適合と判断することもできます。

(2) 上位基準〔2.9.11〕青果物、穀物、茶、〔2.7.11〕きのこ【残留農薬の検査】

団体認証で、残留農薬検査数を判断するための資料を定めました。

生産工程管理基準の取組例・備考欄をこれにあわせて追加しました。

(3) その他

◎上位基準〔2.9.2〕青果物、穀物、茶〔2.7.2〕きのこ【農薬の適正利用】

→ 農薬取締法の記述の変更に合わせて一部変更しました。

◎上位基準〔4.5.1〕青果物、穀物、茶、きのこ【燃料保管】

→ 適合基準の③について、ガソリンの保管に関する基準となっていましたが、その他の燃料についても内容物に適した容器を用いる内容に変更しました。

◎上位基準〔4.4.6〕青果物、穀物、茶、きのこ【機械・設備の安全使用】

→ 機械・設備の安全性の評価の取組例において、証票の例を追加しました。

※重要なお知らせのため、「美味しまね通信」は不要とされた方も含め農産物・林産物の全ての認証者の方に送信しています。

島根県農林水産部 産地支援課

産地企画グループ 美味しまね通信担当（勝部）

TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036

E-Mail:oisshimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

